

# 須坂市体育協会スポーツ振興事業補助金交付実施要項

## 第1 スポーツ指導者育成事業

### 1. 事業の目的

スポーツ活動をはかる上で、スポーツ指導者の果たす役割はきわめて重要であることから、市民を対象に競技力の向上の実技指導を行う指導者を育成しスポーツの普及振興と須坂市体育協会加盟団体（以下「団体」という。）の育成を図る。

### 2. 補助対象事業

団体が主催して行う指導者育成事業で、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 指導者（講師、助手）には、優れた競技者（選手）及び公認スポーツ指導者をできるだけ活用すること。
- (2) 実技指導、模範演技及び交流試合等を行うこと。なお実技指導は必ず取り入れるよう心がけること。

### 3. 補助対象経費

補助事業を実施するための直接必要な経費とし、下記に掲げる経費とする。

- (1) 講師、助手の謝金及び交通費で下記の基準による。

ア 講師謝金	1時間当たり	10,000円
イ 助手謝金	〃	5,000円
ウ 交通費	実費	
- (2) 会場使用料及び競技用備品類の賃借料
- (3) 実技に使用する競技用品等購入費（単価1万円未満のもの）
- (4) テキスト及びパンフレット等の印刷費

### 4. 補助率と金額

補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。

## 第2 選手育成強化事業

### 1. 事業の目的

スポーツ大会に出場する競技者（選手）を対象に合宿練習等を行い競技技術の向上を図る。

### 2. 補助対象事業

団体が主催して行う選手育成強化事業で、下記の要件を満たすものとする。

- (1) 合宿練習の実施（5人程度以上で1泊2日以上）
- (2) 特別強化練習実施（〃で5回以上）〔県大会相当以上の大会とする〕

### 3. 補助対象経費

合宿練習等に要する経費のうち、指導者の交通費、宿泊費及び日当並びに参加者の交通費及び宿泊費とし、下記の基準によるものとする。

ア 交通費	実費	
イ 宿泊費	1人1泊当たり	5,000円
ウ 指導者日当	1人1日当たり	5,000円
エ 強化費	〃	1,000円

### 4. 補助率と金額

補助対象経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。

### 第3 スポーツ教室開設事業

#### 1. 事業の目的

市民にスポーツを実践する機会を与えるとともに団体の強化発展に資する。

#### 2. 補助対象事業

団体が主催して行うスポーツ教室を開設する事業で、下記の要件をみたすものとする。

- (1) 小学生から高齢者に至る市民の男女各年齢層を対象とする。
- (2) 1教室の時間数は20時間以上とし、参加人数は10名以上30名程度とする。
- (3) 参加者から参加料として1人当たり1,000円程度徴収するものとする。  
(なお、スポーツ傷害保険には必ず加入するよう指導する)
- (4) 指導者(講師、助手)には、スポーツ教室の終了後も参加者に対して、実施団体の大会等行事に参加するよう適切な指導助言を行うようにする。

#### 3. 補助対象経費

補助事業を実施するために直接必要な経費とし、下記に掲げる経費とする。

- (1) 講師、助手の謝金及び交通費で下記の基準による。

ア 講師謝金	1時間当たり	1,000円
イ 助手謝金	〃	500円
ウ 交通費	実費	
- (2) 会場使用料及び競技用備品類の賃借料
- (3) 実技に使用する競技用品等購入費(単価1万円未満のもの)
- (4) テキスト及びパンフレット等の印刷費

#### 4. 補助率と金額

補助対象経費の2分の1以内とし、5万円を限度とする。

### 第4 ジュニア育成事業

#### 1 事業の目的

次代をになうジュニア層(中学生以下)を対象に、全国大会等に出場する個人に対して健常者、障がい者を問わず大会での活躍を激励するとともに、競技水準の向上を図ることを目的とする。

以下別添「ジュニア育成に伴う全国大会出場に関する激励金交付要領」により交付する。

経過	平成 4年 4月 1日制定
	平成 10年 2月 4日一部改正
	平成 21年 1月 22日一部改正
	平成 21年 7月 24日一部改正
	平成 23年 3月 11日一部改正
	平成 24年 9月 20日一部改正
	平成 26年 9月 26日一部改正

# ジュニア育成事業に伴う全国大会等出場に関する激励金交付要領

## (目的)

第1 次代を担うジュニア層（中学生以下）を対象に、全国大会等に出場する個人に対して健常者、障がい者を問わず大会での活躍を激励するとともに、競技水準の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2 この要領において「全国大会」とは各地区予選会を経て、次に掲げるものをいう。

- (1) 全日本選手権大会（国、全国を統一する体育団体又は日本体育協会加盟競技団体が主催する大会等）
- (2) 全国中学生総合体育大会
- (3) 国際競技大会（世界選手権大会、アジア選手権大会等）

## (交付対象者)

第3 激励金交付の対象者は次に掲げる者個人（監督・コーチ含む）をいう。

- (1) 市内に住所を有する者又は、市内の学校に通学している小学生、中学生、で年一回とする
- (2) 第2第4号に規定する国際競技大会に出場する者は、市外に住所を有する場合でも、実家が市内にあり在住履歴のある者
- (3) その他、加盟団体に係わらず須坂市体育協会長が特に認めた者

※但し、(1)・(2)については須坂市体育協会加盟団体に所属のある者とする。

## (交付額)

第4 激励金の交付額は、次の各号に掲げる区分に応じて、それぞれ当該号に掲げる額とする。

(1) 個人で出場する場合	3,000 円
(2) 第2第4号に規定する国際競技大会に個人で出場する場合	10,000 円
(3) 10人未満の団体で出場する場合	30,000 円以内
(4) 10人以上の団体で出場する場合	50,000 円以内

## (交付の手続き)

第5 須坂市体育協会長は、激励金を交付するときは、本人または本人以外の者に「ジュニア育成事業に伴う全国大会等出場者連絡票」の提出を求めるものとする。

## (結果の報告)

第6 激励金を交付された者は、大会終了後速やかに、「ジュニア育成事業に伴う全国大会等出場結果報告書」を須坂市体育協会長に提出するものとする。

## 附 則

この要領は、平成24年9月20日から施行する。

1 要領改正経過	平成23年3月11日	一部改正
	平成24年9月20日	一部改正